

現実的防衛論議 速やかに

～不測事態に強い態勢構築 国会の責務～ 黒江哲郎

かれこれ 30 年以上前のことになりますが、連立政権で首相の座についてある党の党首が自衛隊の最高指揮官となった感想を問われ、「(自分は)最高指揮官ではない」と答えたことがありました。急な質問に虚を突かれたのだとしても、これはかなり衝撃的でした。自衛隊の組織や行動を定めた自衛隊法という法律の7条には「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する」と明記されているのです。

戦前は天皇が軍を統帥するとされ、軍の行動に内閣の権限は及ばず、結果的に軍部が独走する一因となりました。その反省に立って、現在は安全保障や防衛に関する政策は内閣、防衛省、さらには国会などが関与して慎重に決定される仕組みができています。これは軍事に対する民主主義的統制(シビリアンコントロール)と呼ばれているもので、民主主義国家に特有の制度です。

この制度の中で最も大切な役割を担うのが、国権の最高機関(日本国憲法 41 条)である国会です。戦争や平和という国民の生命・財産に直結する重要事項については、国民自身が意思決定しなければなりません。このため、選挙によって国民から直接選ばれた代表者(国会議員)で構成される国会に大きな責任を課したのです。

議院内閣制のわが国では、内閣総理大臣は国会議員の中から国会の議決で指名されます(憲法 67 条)。また、政府が行う業務やそのために必要な組織、経費などは国会が法律や予算の形で議決しますが、自衛隊も同様です。自衛隊の能力や組織は国会が決定し、その行動は国会議員の中から選ばれた内閣総理大臣が指揮をする仕組みになっているのです。

さらに、万が一わが国が外敵から侵略された場合、内閣総理大臣はこれを排除するため自衛隊に防衛出動を命じますが、この命令の発出には国会の承認という慎重な手続きが必要とされています(自衛隊法 76 条など)。しかし、侵略がいつどのように始まるのか、事態がどう推移するのかを正確に予測することはできません。国会は、予測

不能な厳しい状況の下で、きわめて短時間の間に自衛隊の出動を承認するか否かという困難で重大な判断を迫られるのです。

私は、この制度の下で40年近く防衛省に勤務しました。統制を受けてきた立場から実感を述べれば、僭越な言い方にはなりますが、国会は必ずしも期待通りには機能してきませんでした。自衛隊発足から長らくの間、自衛隊を違憲とする野党が政府与党と厳しく対立し続けました。この結果、国の最も重要な機能である国防に関する認識も、冒頭のエピソードに象徴されるように、野党には全く共有されなかったのです。侵略を受けた際の自衛隊の行動や国民の保護のあり方を定めた事態対処法や国民保護法ですら、国会で成立したのは自衛隊創設から50年ほども経ってからのことでした。

その後、中国の台頭や北朝鮮の核・ミサイル開発などにより国際情勢が流動化し、国内では2009年に民主党による政権交代が実現しました。こうした内外の変化を受けて、近年ようやく野党の中にも現実的な防衛政策を論じる機運が芽生えてきたところではあります。

そして現在、ロシアのウクライナ侵略や台湾海峡の緊張激化により国民の脅威感がかつてないほど高まっています。国会においては、今こそ与党・野党を問わずわが国周辺の情勢を直視し、自衛隊による対応のあり方について具体的に議論し、認識を共有しなければなりません。そうでなければ、いざという時に自衛隊の出動をタイムリーに承認することなど到底できないでしょう。

ところで、昨年来の国政選挙の結果、与党が衆参両院で過半数を失い複数の少数政党が議席を得るという前例のない多党化現象が生じました。多党化の下では複数の政党が連立しなければ政権が運営できないため、各党に連立政権参加の可能性があります。同時に、各党には反対論だけでなく、実現可能な対案を示すなど政権参加にふさわしい責任ある態度が求められます。これは、各党間で国防に関する現実的な共通認識を形成する大きなチャンスと言えます。

他方、欧州では多党化により国政が不安定化する中、少数政党が極端な主張で人気を得た結果、不寛容で排外的な傾向が社会に広がったとも指摘されています。

極論に流されないためにも、現実に即した丁寧な防衛論議を速やかに行い、不測の事態にも慌てず適切に対応し得る態勢を作り上げることこそ、国会が果たすべき責務だと考えます。

(山形新聞 2025 年 11 月 11 日付「直言」欄からの転載)